

西宮市指定介護予防支援事業所の指定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(指定等の申請)

第2条 法第115条の22第1項の規定による申請は、第1号様式に必要な書類を添付することにより行うものとする。

2 法第115条の22第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第3条 法第115条の25の規定による届出は、施行規則第140条の37第1項で定める事項の変更に係るものにあつては第2号様式により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては第3号様式により、それぞれ行うものとする。

(指定の更新の申請)

第4条 法第115条の31において準用する法第70条の2の規定による申請は、第4号様式により行うものとする。

(事業所情報の提供)

第5条 市長は、第2条から前条までの規定による指定、指定の更新又は届出の受理(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、兵庫県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所又は施設に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地及び電話番号並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定等の年月日及び指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規定
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (9) 介護支援専門員の氏名及び登録番号

(公示)

第6条 法第115条の30の規定による公示は、法第115条の30各号の措置に係る

事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
 - (2) 指定介護予防支援事業所の名称及び所在地
 - (3) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地及び電話番号並びに代表者の職氏名
 - (4) 指定、指定の取消し又は廃止の年月日
 - (5) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間
 - (6) サービスの種類
- (実施細目)

第7条 この要綱に規定するもののほか、指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
 - 2 市長は、この要綱の施行日前においても、指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な手続を行うことができる。
- この要綱は、平成21年5月1日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

